

失効した公認審判員資格の再取得について（お知らせ）

2020年9月 審判委員会

（公財）日本バドミントン協会より8月20日付通知があり、公認審判員資格が「更新をしないとき、協会登録をしないで会員でなくなったとき」に失効した場合、再取得ができることになりました。

今年度の審判資格登録システム変更に伴う対応として、以下の方に再取得を認めます。

- 継続して会員登録をしている方で、前年度に3級の資格を更新せずに失効した場合
- 資格登録料（5,000円）と資格認定申請料（2,000円）を支払うこと（それぞれに消費税と事務手数料がかかります）

申請を希望される方は、下記に申込みください。資格等を確認させていただき、案内文書と申請書を返送いたします。（メールアドレスが表示されず、返信できない方がいますのでご注意ください）

なお、今年度については新システムでの対応や年度途中であることから、申請期限や取扱い期間を限定させていただきます。

申請に関するご質問や、再取得の条件に合わないなどの相談は、審判委員会担当に問合せください。

- 申込み及び問合せ先

千葉県バドミントン協会 審判委員会 審判事務担当・丸山秀之

携帯：070 - 408 - 6945

メールアドレス：h_mrym2932@yahoo.co.jp